



第36回 春季中国セミナー
(オンラインセミナー)

事例報告（中国の各種制度規範化の 変遷と最近の日系企業の動向）

2024年5月24日

上海華鐘投資コンサルティング有限公司
上海華鐘コンサルタントサービス有限公司
総経理 能瀬 徹
(HP <https://www.shcs.com.cn>)

総経理 能瀬 徹

上海華鐘投資コンサルティング有限公司

上海華鐘コンサルティングサービス有限公司



（経歴）1969年岡山市生まれ。1992年大阪外国語大学中国語科卒業後、三井住友銀行（当時の住友銀行）入行。日中投資促進機構への2年半の出向、中国室（大阪）での4年間の勤務後、2001年5月天津支店赴任。渉外課長を経て、2003年6月の銀行退職までの11年強のうち6年半は中国関連のコンサルティング業務に従事。2004年2月、上海華鐘コンサルタントサービス(有)入社。趣味は卓球と海釣り。

E-mail : torunose@shcs.com.cn

1. 中国の各種制度規範化の変遷
 - 1 中国の外資政策の変遷と外国企業・日本企業の動向
 - 2 中国外貨管理制度の規範化と規制緩和の変遷
 - 3 中国税制改正・規範化の変遷
2. 最近の日系企業動向
 - 1 工場立退き：政策性移転と協議移転
 - 2 政策性移転における立退き補償金算定事例
 - 3 工場立退きのステップ
3. 最近の日系企業動向
 - 1 政策性移転・会社清算：対象会社の概要
 - 2 政策性移転・会社清算：清算シミュレーション
 - 3 政策性移転・会社清算：想定スケジュール
 - 4 会社清算（自主撤退）：清算シミュレーション
 - 5 会社清算（自主撤退）：想定スケジュール
4. 日中合作：中国企業と日本の大学との産学連携
5. 最近の日系企業動向
 - 1 日本企業の新規工場進出：工場建設用地探し
 - 2 日本企業の新規工場進出：工場建設手続きフローチャート
 - 3 日本企業の新規工場進出：会社設立関連手続きスケジュール
 - 4 日本企業の新規工場進出：工場建設関連手続きスケジュール

1-1. 中国外資政策の変遷と外国企業・日本企業の動向

時期	特記事項	外資政策	外国・日本企業動向
1960年代	(1966年～1976年無産階級文化大革命)		友好商社時代 (春・秋の広州交易会参加等)
● 1972年9月25日	日中国交正常化 (日中共同声明)		補償貿易、委託加工、借款によるプラント導入
● 1978年8月12日	「日中平和友好条約」締結		
● 1978年12月	改革開放路線 (1978 年 12 月共産党第 11 期 3 中全会)		
● 1979年 7 月	「中外合弁企業法」施行		
● 1980年	深圳、珠海、汕頭、厦門が経済特区に指定	輸出奨励	宝山製鉄 契約破棄
● 1983年9月	「日中租税条約」締結	外貨獲得	
● 1992年	社会主義市場経済	↓	外資ホテル、 輸出型生産企業、
● 1994年1月	大規模法制度・税制改革	外資優遇	
● 1995年6月	「外商投資産業指導目録」公布 (奨励・制限・禁止類、これ以外は許可類)	外資選別	地方信託投資 会社の外債
● 2001年12月	WTO加盟	↓	
● 2004年12月	外国資本100%の卸売・小売企業の批准申請を解禁	一層の市場開放	内販型生産企業、 商業企業、 サービス業 の進出
(2008年9月 リーマン・ショック、2009年 中国政府4兆元の経済対策、2010年 日本のGDPを抜く)			
● 2013年9月	一帯一路提唱	↓	
● 2013年10月	上海で自由貿易試験区の実験 (届出制の開始)	内国民待遇	
● 2014年3月	内外資共通の「会社法」施行	更なる自由化、	再編 ・ 撤退
● 2015年	中国製造2025 (2015-2025)	規制緩和	
● 2016年10月	外資系企業の設立・変更登記が審査・認可制から登記・届出制に		
● 2017年7月	「外商投資ネガティブリスト」施行	↓	
(2019年12月頃～2023年初頃 COVID-19大流行、ゼロコロナ政策)			越境 EC
● 2020年1月	「外商投資法」施行 (商務部の認可廃止、ネガティブリスト制限項目は主管部門の許可)		
● 第14次五カ年計画 (2021-2025)		経済安全保障	

「中外合弁企業法」と「会社法」の主な違い

即ち、会社定款の中の変更すべき主な項目であり、新しいガバナンス

項目	中外合弁企業法	会社法
最高意思決定機関	董事会	株主会
重要事項決議の方法	董事会の全会一致	株主会の2/3以上の表決
法定代表者	董事長	董事長(/執行董事)又は總經理
董事選出方法	株主がそれぞれ任命	株主会が選出
董事会人数	3名以上	3-13人（1名の執行董事も可）
董事任期	4年	3年以内
配当の基準となる出資比率	登録資本ベース	払込み済み資本額ベース ※
第三者への出資持分譲渡	全株主の同意を要する	他の株主は優先買取権有り ※

※定款で別途定めることが可能

改正「会社法」

1993年制定、1994年7月1日施行された「会社法」は5度改正され、2024年7月1日より6度目の改正施行がなされる。有限責任会社における主な改正ポイントは以下の通り。

1. 董事長以外の董事も法定代表者就任が可能に
2. 資本金の出資期限を5年以内に（既存会社や24/7/1までに設立の会社も要是正）
3. 董事会人数の上限を削除
4. 監事会が無く従業員300人以上の場合、董事会に従業員代表董事の参画が必須に
5. 監事(会)を設けない代わりに董事会内に審査委員会(審計委員会)を設けることが可能に
6. 監事会を設けない場合の監事数は1名限定(2名監事は不可)となり、全株主の合意によって監事不設置も可能に
7. 株主外の第三者へ持分譲渡を行う場合の、他の既存株主過半数の同意を必要とする規定を削除
8. 利益配当期限を株主会決議から6ヶ月に明確化
9. 減資時に出資比率を変更しないことを原則化（全株主の別途約定がある場合を除く）
10. 清算義務の所在と「清算組」の組成主体を董事とすることを明確化

「市場主体登記管理条例」

- 2021年7月27日公布・2022年3月1日施行の行政法規。これにより、市場主体の法規統一と市場主体設立時の市場監督管理局での登記制度を統一。
- 部門規則として国家市場監督管理総局が「市場主体登記管理条例実施細則」を制定（2022年3月1日公布・施行）。
- 各種の市場主体ごとに定められていた法規は、上記条例・実施細則の施行と同時に廃止。
 1. 市場主体：中国国内の営利目的の経営活動を行う、次の法人・非法人組織・自然人
 2. 登記に関する規定
 - ① 所管：市場監督管理局（国務院市場監督管理部門）が登記機関
 - ② 登記・届出事項：外資有限責任会社については、次のとおり
 - a. 登記事項：名称・類型・経営範囲・住所(主要経営場所)・登録資本・法定代表者・株主
 - b. 届出事項：定款・経営期限・株主の出資引受額・董事・監事・高級管理職・連絡担当者・法的文書送達受取人・受益者
 - c. 経営範囲：国家市場監督管理総局公布の経営項目分類基準に従って設定する必要あり。一般経営項目と許可経営項目に分かれ、許可経営項目のうち関連行政当局の事前認可を要する項目は、登記時に認可文書を取得して提出する必要あり

1-2. 中国外貨管理制度規範化・規制緩和の変遷

94年1月

人民元の二重レートを一本化、外貨兌換券を廃止

96年1月

「外貨管理条例」の公布・施行によるIMF8条国への移行

09年7月

經常項目貿易取引クロスボーダー人民元決済の試験的開始

12年8月

- ・ 貨物貿易核銷制度を一件毎の照合消込から総量検査に変更
- ・ 企業の分類管理（A類、B類、C類）を実施

12年12月

資本項目に係る事前審査、認可手続きの多くを廃止

13年9月

サービス貿易における5万米ドル相当以下の外貨受払は、原則として銀行のエビデンス審査が不要に

17年1月

マクロプルーデンスモデルにおける借入金額計算時の政策因数等について規定

18年1月

外貨で決済することができるクロスボーダー取引について、全て人民元建でも決済が可能になった

- IMF8条国への移行＝国家の外貨集中管理→經常取引に対する外貨と人民元との交換制限廃止。この当時の外貨準備は1,000億ドル強と現在の1/30以下。
- 2000年以降は外貨余剰、2006年には外貨準備が1兆ドル突破。
- 国際収支とマクロ経済動向に応じて、ホットマネーの流出入防止の為の輸出入決済規制強化と緩和が繰り返される。
- 2008年「外貨管理条例」改正、外貨流出重視の管理方式から、流入・流出の双方を重視するバランス重視の管理方式に転換。
- 2009年クロスボーダー人民元決済開始、外貨管理手続き簡素化。
- 2014年に外貨準備が3.8兆ドルのピークに達した。

貿易取引決済における外貨の不正な流出入を防止するため、貨物の輸出入通関実績とこれに対応する外貨受取り・支払い金額とを取引一件ごとに突き合わせる照合（中国語；核銷）制度が行われてきたが、2012年8月の外貨管理改革により、一件毎の照合から一定期間の貨物通関実績と代金受払額の総量を照合する総量検査に変更された。

(1)2012年8月以前の管理制度：オンサイト（紙ベース）の1件毎の個別照合＝「核銷」手続き（①貿易外貨受払検査システム、②貿易信用登記管理システム、③輸出外貨受取・人民元転ネットワーク検査システム、④中国電子口岸－輸出外貨受取システム）と貨物貿易項目の対外債権の外債登記

(2)2012年8月以降の管理制度：上記(1)を以下の通り大幅に簡素化

- ① オフサイト（データ）で税関の企業の通関データと決済金額の総量確認検査を実施
- ② コンプライアンス遵守状況に基づき企業を「A類」「B類」「C類」の三類に分類し、「A類」は輸出入決済時の銀行でのエビデンス確認を大幅に簡素化
- ③ 上記①～④のシステムを廃止し、「貨物貿易外貨モニタリングシステム」に一本化
- ④ 規定の期限を超過した前受、前払、ユーザンス許容、延払等を、企業が「貨物貿易外貨モニタリングシステム」で 自主的に外貨管理局に報告
- ⑤ 照合、輸出税還付、貨物貿易の対外債権の外債登記等に係る116の通達を撤廃

貨物の輸出入と支払取引のうち、前受、ユーザンス許容、前払、延払、ユーザンス信用状・輸入代理決済について、企業は外貨管理局に報告が必要。企業分類毎の報告対象と期限は以下の通り。

① 輸出

	報告対象			報告期限
	A類	B類	C類	
前受	30日超	すべての前受		代金受取日から30日以内
ユーザンス許容	90日超	30日超		輸出日から30日以内

② 輸入

	報告対象			報告期限
	A類	B類	C類	
前払	30日超	すべての前払		代金支払日 から30日以内
延払	90日超	30日超		輸入日から 30日以内
ユーザンス信用状・ 輸入代理決済	90日超のユーザンス付信用状等 の輸入トレードファイナンス			輸入日から 30日以内

② 輸出入決済時の銀行による審査必要書類

		外貨	人民元
A類	受取	無し。外貨収入を輸出収入審査待機口座に入金することなく外貨決済口座に直接入金或いは人民元転が可能。	・ “重点監督管理リスト” 以外の全国の企業が対象。 ・ 「クロスボーダー人民元決済代金受取・支払説明」 ・ 或いは、取引エビデンス（契約書・インボイス・輸出入通関証明等）
	支払	輸入通関申告書or契約書orインボイス等、取引真実性を証明可能なエビデンスのうちいずれか一種類によって銀行で直接外貨支払を行うことが可能。	
B類	受取	外貨収入を輸出収入審査待機口座に一旦入金し、契約書と輸出通関申告書を銀行に提出して審査を受けたうえで、外貨決済口座への入金或いは人民元転が可能。	
	支払	輸入通関申告書、契約書、インボイスの全てを銀行に提出し、審査を受けたうえで、外貨決済或いは人民元の外貨転が可能。	
C類	受取	全ての貨物貿易外貨取引を事前に外貨管理局に個別登記が必要。	
	支払		

	投注差モデル			マクロプルーデンス管理モデル
外債限度額	投注差＝総投資額－登録資本金(*1)			純資産額の3倍(*2)
外債借入限度額の管理方式				
借入通貨	外貨		人民元	短期・中長期共に 残高管理
借入期間	1年以下（短期）	1年超（中長期）	短期・中長期共に 発生額管理 （一部地域では短期借入に 残高管理 を適用）	
管理方式	残高管理	発生額管理		
外債残高管理上の留意事項	短期借入のロールオーバーにより中長期外債の扱いとなるかどうか（投注差を消化するかどうか）は地方によって運用が異なる。		二回目以降のロールオーバーは投注差を消化	ロールオーバー規制は無いが、単純に借入金額＝外債残高とはならない点に要注意(*3)
相对比较	・ 資本金大の企業、投資性公司やリース会社に有利。 ・ 発生額管理を受ける外債が多い場合には不利。			・ 内部留保の厚い企業に有利。 ・ 外債は全て残高管理の点は有利。

(※) **残高管理**：外債の現在借入残高により外債枠を管理（外債返済後は外債枠が復活し、外債枠の反復利用が可能）。
発生額管理：過去からの外債の累計借入額により外債枠を管理（外債を返済しても外債枠は復活せず、反復利用不可）

(*1)～(*3)については次頁に記載

(*1) 投注差モデルにて資本金が全額払い込まれていない場合、外債限度額＝投注差×資本金払込比率

(*2) マクロプルーデンス管理モデルの外債限度額＝純資産金額（直近の監査済財務報告書による）×融資レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数

融資レバレッジ率：企業「2」、マクロプルーデンス政策因数：「1.5」（2023年7月より）

(*3) マクロプルーデンス管理モデルにおける借入金額＝人民元・外貨融資残高×①期間リスク転換因数×②類型リスク転換因数＋外貨融資残高×③為替リスク転換因数

① 期間リスク転換因数：短期（返済期限1年以内）⇒ 1.5、中長期（返済期限1年超）⇒ 1

② 類型リスク転換因数：オンバランス融資 ⇒ 1、オフバランス融資（偶発債務）⇒ 1

③ 為替リスク転換因数：0.5

（例）短期外貨借入残高100の場合： $100 \times (1.5 + 0.5) = 200$

中長期人民元借入残高100の場合： $100 \times 1 \times 1 = 100$

1-3. 中国税制改正・規範化の変遷

94年1月

工商統一税を廃止し、増値税・營業税・消費税に

94年8月

外商投資企業への貨物輸出時の増値税不還付を突然通達

08年1月

内外資統一の「企業所得税法」施行

09年1月

新「増値税暫行条例」施行

16年3月

【營改増】營業税を廃止し、サービス行為等に対しても全面的に増値税を適用

17年6月
～19年4月

増値税課税率の段階的引下げ（製造業等17%→16%→13%、交通運輸等11%→10%→9%）

19年1月

新「個人所得税法」施行

19年4月～

増値税仕入控除の拡大

● 現行の増値税輸出還付額計算式

- ・ 納付税額又は還付税額 = 国内売上税額 - (仕入税総額 - 控除還付不能税額)
- ・ 免除控除還付不能税額 = 輸出FOB価格 × 為替レート × (増値税率 - 税還付率)

● 中国のWTO加盟と外資に対する内国民待遇付与の流れの中で、内外資の企業所得税制が統一され、外資に対する優遇措置は廃止。

● 新「増値税暫行条例」では、固定資産の仕入税額控除を認め、生産型増値税から消費型増値税へモデルチェンジが図られた。

● 新「個人所得税法」では、居住者に対して総合所得課税を導入。

● 経済成長鈍化局面での減税措置として、増値税課税率の引き下げと共に仕入控除範囲が拡大された。

● 「増値税法」制定の動き加速

【政策性移転とは】

- 社会公共の利益の必要性により、国有土地上の単位・個人の家屋を収用すること。
- 根拠法令は『国有土地上家屋の収用及び補償条例』（国务院令第590号、2011年1月21日公布）及びこれに基づき各地が定めた実施細則または地方条例

移転性質	工場立退き背景	立退き通知方法	補償金有無	補償範囲	土地増値税
政策性移転	● 商業施設・公共施設の建設 ● 住宅建設 ● 公共工事：道路拡張、地下鉄駅建設、治水対策としての河川増幅	政府公文書	有り	● 資産評価範囲：土地・建物、移設不能設備、移設可能設備 ● 資産評価範囲外の項目	免税
協議移転		口頭		資産評価範囲：但し、基本土地と建物のみ	課税

2-2. 政策性移転における立退き補償金算定事例



	評価項目	単価（千元/ 亩）	合計（千元）	備考（評価根拠等）
土地 建 築 物	土地使用権差額補填	796.87	19,921.75	現有土地（25ムー）への補償
	建物建築物、構造物	431.11	10,777.73	再調達価格×新品率
	建物内装、構築物	20.37	509.30	再調達価格×新品率
	緑化	1.20	29.90	評価会社の評価額
	小計1	1,249.55	31,238.68	
設 備	移設不可能設備	204.24	5,106.00	再調達価格×新品率
	移設可能設備	190.16	4,754.00	再取得価格×10%
	小計2	394.40	9,860.00	
移 転 補 償	従業員臨時再配置	0.00	0.00	
	従業員再配置	0.00	0.00	
	操業停止補償	21.56	538.89	地元規定；建物評価額*5%
	現金化再配置	0.00	0.00	
	在庫製品の輸送費	0.00	0.00	
	移転損失補償	9.88	247.10	評価会社の評価額
	小計3	31.44	785.99	
奨 励 金 等	移転奨励金	4.31	107.78	地元規定；建物評価額*1%
	低容積率補償	0.00	0.00	
	異地移転補償	0.00	0.00	
	税金関連補償	23.91	597.65	土地の契税と各種申請手続き費用に対する補償
	小計4	28.22	705.43	
	合計	1,703.60	42,590.09	

【土地・建物売却時の課税項目】

項目	課税対象、課税率	納税者 負担者
増値税	土地・建物売却益（売却額－取得原価）に対し5%	売側
付加税	増値税納税額の12%～13%（地方により異なる）	売側
土地増値税	土地・建物売却益の増値幅により30%～60%の累進課税	売側
印紙税	土地・建物譲渡契約金額に対し0.05%	双方
契税（不動産税）	土地・建物譲渡総額に対し3%（上海市の場合）	買側

「土地増値税」課税形態の詳細

- 土地増値税納税額＝増値額×税率－速算控除額
- 増値額＝土地・建物売却価格（税抜）または土地・建物評価価格のいずれか高い方－譲渡原価相当額（＝控除可能額）
- 控除可能額（控除可能項目）
 - ①土地使用权取得原価（税込）
 - ②既存の建物及び建築物の評価額または当初の取得原価
 - ③不動産譲渡関連税金
- 増値幅により税率特定：増値幅＝増値額÷譲渡原価相当額

増値幅	課税率	速算控除額
50%未満の部分	30%	0
50%超100%未満	40%	譲渡原価の5%
100%超200%未満	50%	譲渡原価の15%
200%超の部分	60%	譲渡原価の35%

【前提条件】土地取得価格：2,827,968.63元、土地評価額：19,921,750.00元、建物評価額：11,316,925.60元

【土地増値税】

単位：RMB

土地・建物評価額合計 (A)	31,238,675.60
控除可能項目 (額) (B)	14,430,977.81
土地取得原価	2,827,968.63
建物評価価値	11,316,925.60
増値税付加税	170,464.24
印紙税	15,619.34
資産評価費用	100,000.00
土地・建物増値額 (C) =A-B	16,807,697.79
増値率(D) = C/B	116%
土地増値税額 = C*50%-B*15%	6,239,202.22

【契税（不動産税）】

単位：RMB

税種	譲渡額	税率	納税額
土地譲渡部分	19,921,750.00	3%	597,652.50
建物譲渡部分	11,316,925.60	3%	339,507.77
合計			937,160.27

【印紙税】

単位：RMB

税種	譲渡額	税率	納税額
土地譲渡部分	19,921,750.00	0.05%	9,960.88
建物譲渡部分	11,316,925.60	0.05%	5,658.46
合計			15,619.34

【増値税及び付加税】

単位：RMB

税種	譲渡額	税率	納税額
増値税 土地譲渡部分	19,921,750.00	取得原価との 差額に対し5%	854,689.07
増値税 建物譲渡部分	11,316,925.60	評価額に 対し5%	565,846.28
合計			1,420,535.35
増値税付加税	---	増値税納税額 に対し12%	170,464.24

土地・建物の評価
額 = 譲渡額とする

【要納税額（まとめ）】

単位：RMB

	税種	納税額	支払・負担側
1.	土地増値税	6,239,202.22	売側
2.	増値税	1,420,535.35	売側
3.	増値税付加税	170,464.24	売側
4.	契税（不動産税）	937,160.27	買側
5.	印紙税	15,619.34	双方
	合計	7,845,821.15	売側
	合計	952,779.61	買側

2-3. 工場立退きのステップ



		①				②				③				④				⑤				⑥				?				?			
		1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W	1W	2W	3W	4W				
1.	地元政府等からの工場立退き通知	●																															
2.	撤去移転弁公室と共同で評価機関を選定し、資産評価実施を委託		●																														
3.	資産評価実施			●																													
4.	資産評価報告書初案の受領						●																										
5.	資産評価結果の精査と評価機関への評価根拠の確認、抜け・漏れ項目等についての修正依頼							●	●	●	●	●	●	●	●																		
6.	資産評価範囲外の補償項目についての補償を撤去移転弁公室と交渉										●	●	●	●	●	●	●	●															
7.	移転方案交渉～地元政府との移転協議書締結																●	●	●	●													
8.	第一回目補償金支払い（協議書締結後）																				●												
9.	第二回目補償金支払い（工場明け渡し後）																							●									
10.	第三回目補償金支払い（産権証名義変更後）																												●				

【工場立退き後の対応】

撤退・会社清算の場合

移転先を見つけて工場移転の場合

移転協議書締結後、社内公示・人員整理を実施。
それまでに経済補償金の計算、リスク分析等、人員整理に向けての準備作業を行う。

人員整理後、工場明け渡し、資産処分、債務処理を行い、税務登記抹消、会社登記抹消を行う。

工場明け渡しまでに移転先を見つけて、新工場での移転受け入れ準備（新工場建設或いは賃借、環境評価、安全評価、生産設備移設等）を行う。

新工場での稼働準備が整った後、従業員の移籍、会社登記住所の変更手続きを行う。

対象会社の2024年3月期BS

【浙江省現法】日本A社100%出資
2000年9月設立、従業員100名、土地25ムー

単位：千人民元

借方		貸方	
流動資産	57,526	流動負債	23,292
現預金	22,155	買掛金	21,330
売掛金	18,088	短期借入金	0
その他未収金	231	その他流動負債	1,962
棚卸資産	16,289	固定負債	1,000
その他流動資産	763	長期未払金	1,000
非流動資産	30,982	所有者權益	64,216
委託貸付	5,000	資本金	50,000
固定資産（建屋）	7,590	資本準備金	0
固定資産（設備）	15,809	法定積立金	4,065
無形資産	2,583	未処分利益	10,151
資産計	88,508	負債・資本計	88,508

【背景】

地元政府より工場立退き通知を受け、資産評価を実施したところ、先述2-2の通りの資産評価結果となった。

ケミカル関連の製造業であり、地元政府からは工場移転（新工場建設）の為の代替地の提供を受けられず、化学工業園區（浙江省独山港市or江蘇省泰興市）で新工場を建設する場合にはゼロからの立ち上げとなり、コストと時間がかかり過ぎることから、立退き補償金を取得して、中国での現事業からは撤退、会社を清算することを決定した。

【資産処分損益】

単位：千人民元

借方項目	清算前	回収率 掛け目	回収額 売却額	資産処分 損益	貸方項目	清算前
流動資産	57,526	---	50,738	-6,788	流動負債	23,292
現預金	22,155	100%	22,155	0	買掛金	21,330
売掛金	18,088	90%	16,279	-1,809	短期借入金	0
その他未収金	231	60%	139	-92	その他流動負債	1,962
棚卸資産	16,289	70%	11,402	-4,887	固定負債	1,000
その他流動資産	763	50%	763	0	長期借入金	1,000
固定資産	30,982	---	5,000	-25,982	所有者權益	60,151
委託貸付	5,000	100%	5,000	0	資本金	50,000
固定資産（建屋）	7,590	0%	0	-7,590	資本準備金	0
固定資産（設備）	15,809	0%	0	-15,809	法定積立金	4,065
無形資産	2,583	0%	0	-2,583	未処分利益	10,151
資産計	88,508	---	55,738	-32,770	負債・資本計	84,443

- 土地、工場建屋、生産設備は立退き補償の対象となる為、売却額としてはゼロとなる（資産処分損が計上される）。
- 生産設備のうち、移設可能設備についても売却額はゼロとした。

3-2. 政策性移転・会社清算：清算シミュレーション（続き）

【資産処分に関わる資金収支】

単位：千人民元

清算期間中の資金収支	金額
期首現預金残高	22,155
債権回収	22,181
棚卸資産売却	11,402
立退き補償金	42,590
その他収入	0
資金回収額計	76,173
現有負債返済	24,292
清算人員労務費	540
経済補償金	12,000
資産売却関連税	0
会計監査費用	100
その他清算費用	200
企業所得税	0
資金支出額計	37,132
(うち、清算費用)	(12,840)
期末現預金残高	61,196

【清算期間中の損益】

単位：千人民元

項目	金額
(1) 資産処分関連損益	9,820
売掛金回収損益	-1,809
未収金回収損益	-92
在庫売却損益	-4,887
立退き補償金収入	42,590
その他資産処分損益	-25,982
(2) 清算費用	12,840
清算人員労務費	540
経済補償金	12,000
資産売却関連税	0
会計監査費用	100
その他清算費用	200
(3) 清算期間損益合計	-3,020
(4) 企業所得税	0
(5) 清算期間最終損益	-3,020

【清算完了後のB/S】

単位：千人民元

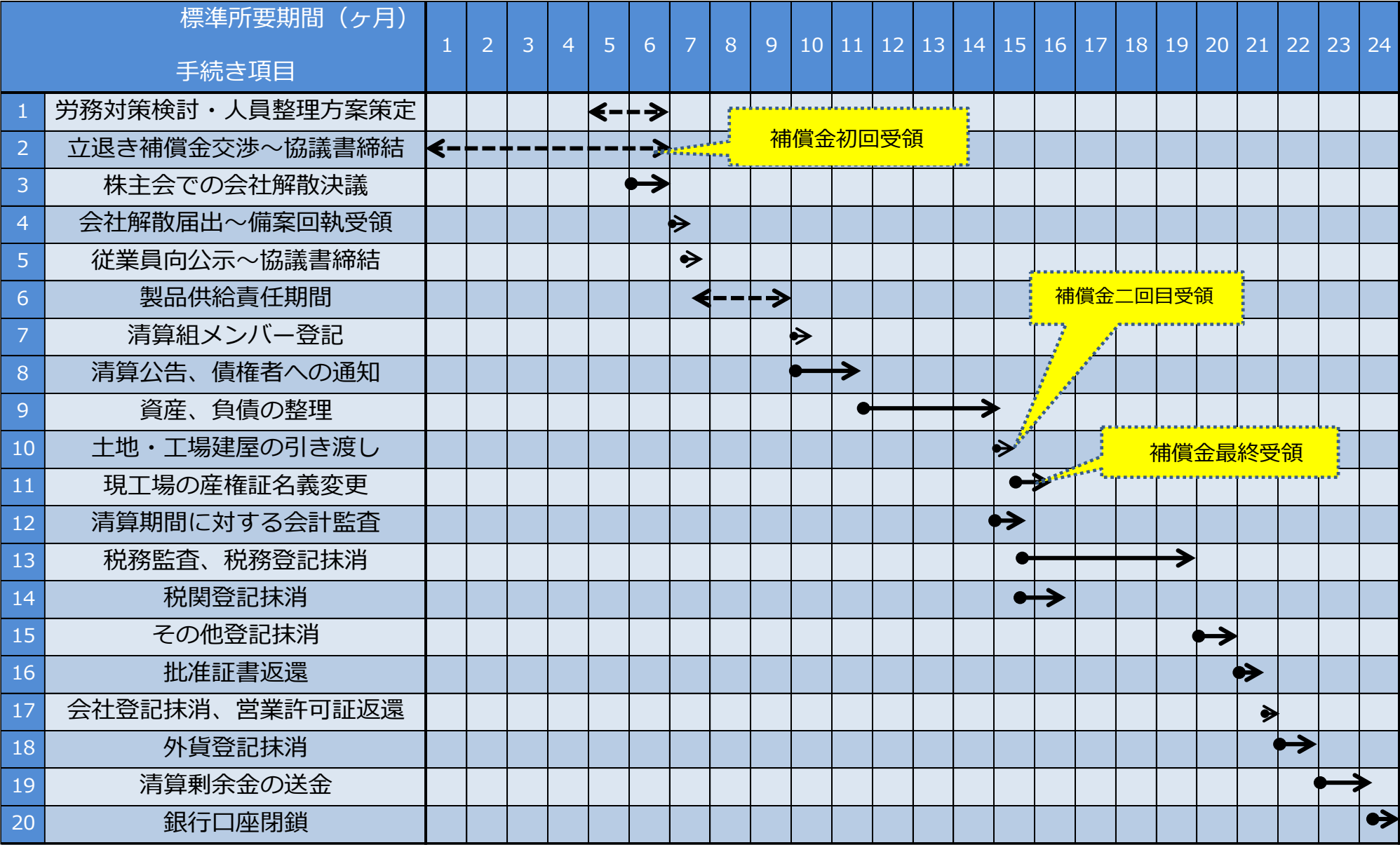
借方	貸方
流動資産	流動負債
現預金	買掛金
売掛金	短期借入金
その他未収金	その他流動負債
棚卸資産	固定負債
その他流動資産	長期借入金
固定資産	所有者權益
工場建屋	資本金
土地使用権	資本準備金
生産設備	法定積立金
その他固定資産	未処分利益
資産計	負債・資本計

最終的に出資者（日本A社）に送金される清算剰余金

【前提】

- 清算人員労務費：10,000元/月×150%（社保等）×3名×12ヶ月
- 経済補償金：従業員100名、平均給与1万元、平均勤続年数10年、N+2
- 政策性移転として、資産売却関連税は免税とした。
- 企業所得税額の算出において、上記損失と費用は全て損金算入可能とする。

3-3. 政策性移転・会社清算：想定スケジュール



【資産処分損益】

単位：千人民元

借方項目	清算前	回収率 掛け目	回収額 売却額	資産処分 損益	貸方項目	清算前
流動資産	57,526	---	50,738	-6,788	流動負債	23,292
現預金	22,155	100%	22,155	0	買掛金	21,330
売掛金	18,088	90%	16,279	-1,809	短期借入金	0
その他未収金	231	60%	139	-92	その他流動負債	1,962
棚卸資産	16,289	70%	11,402	-4,887	固定負債	1,000
その他流動資産	763	50%	763	0	長期借入金	1,000
固定資産	30,982	---	44,143	13,161	所有者權益	60,151
委託貸付	5,000	100%	5,000	0	資本金	50,000
固定資産（建屋）	7,590	149%	11,317	3,727	資本準備金	0
固定資産（設備）	15,809	50%	7,905	-7,905	法定積立金	4,065
無形資産	2,583	771%	19,922	17,339	未処分利益	10,151
資産計	88,508	---	94,882	6,374	負債・資本計	84,443

- 土地、工場建屋は政策性移転時の評価額と同額で売却できると仮定した。
- 生産設備は簿価の50%で売却されると仮定した。。

3-4. 会社清算（自主撤退）：清算シミュレーション（続き）

【資産処分に関わる資金収支】

単位：千人民元

清算期間中の資金収支	金額
期首現預金残高	22,155
債権回収	22,181
棚卸資産売却	11,402
土地建物売却	31,239
設備売却	7,905
資金回収額計	72,727
現有負債返済	24,292
清算人員労務費	540
経済補償金	12,000
資産売却関連税	7,846
会計監査費用	100
その他清算費用	200
企業所得税	0
資金支出額計	44,978
(うち、清算費用)	(20,686)
期末現預金残高	49,904

【清算期間中の損益】

単位：千人民元

項目	金額
(1)資産処分関連損益	6,374
売掛金回収損益	-1,809
未収金回収損益	-92
在庫売却損益	-4,887
土地建物売却損益	21,066
設備売却損益	-7,905
(2)清算費用	20,686
清算人員労務費	540
経済補償金	12,000
資産売却関連税	7,846
会計監査費用	100
その他清算費用	200
(3)清算期間損益合計	-14,312
(4)企業所得税	0
(5)清算期間最終損益	-14,312

【清算完了後のB/S】

単位：千人民元

借方	貸方
流動資産	流動負債
現預金	買掛金
売掛金	短期借入金
その他未収金	その他流動負債
棚卸資産	固定負債
その他流動資産	長期借入金
固定資産	所有者權益
工場建屋	資本金
土地使用権	資本準備金
生産設備	法定積立金
その他固定資産	未処分利益
資産計	負債・資本計

最終的に出資者（日本A社）に送金される清算剰余金

【前提】

- 清算人員労務費：10,000元/月×150%（社保等）×3名×12ヶ月
- 経済補償金：従業員100名、平均給与1万元、平均勤続年数10年、N+2
- 土地建物の値上り益に対して、前述P17の資産売却関連税が課税。
- 企業所得税額の算出において、上記損失と費用は全て損金算入可能とする。

3-5. 会社清算（自主撤退）：想定スケジュール

標準所要期間（ヶ月）		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
手続き項目																						
1	労務対策検討・人員整理方案策定	←	---	→																		
2	株主会での会社解散決議		●	→																		
3	会社解散届出～備案回執受領			➡																		
4	従業員向公示～協議書締結			➡																		
5	製品供給責任期間				←	---	→															
6	清算組メンバー登記				➡																	
7	清算公告、債権者への通知				●	→																
8	資産、負債の整理					●	→															
9	土地・工場建屋の売却					●	→															
10	現工場の産権証名義変更							●	→													
11	清算期間に対する会計監査										●	→										
12	税務監査、税務登記抹消											●	→									
13	税関登記抹消												●	→								
14	その他登記抹消													●	→							
15	批准証書返還															●	→					
16	会社登記抹消、営業許可証返還																	●	→			
17	外貨登記抹消																		●	→		
18	清算剰余金の送金																			●	→	
19	銀行口座閉鎖																				●	→

1. 実施中の共同研究プロジェクト

- 日本の某大学で開発された技術を中国創薬ベンチャーでの新薬開発に応用することにつき、同大学との間で契約締結し共同研究を実施
- 共同研究資金は中国側が100%提供
(以下は今後の予定)
- 天津国際生物医薬聯合研究院内に新会社を設立登記し、同研究院内のグリーンチャネルを利用して、共同研究成果を当該大学との共有名義で全世界特許出願
- 特許認定後、当該特許を中国他の製薬会社向けに使用許諾し、ライセンス使用料を獲得
- 新薬開発に至った場合には、中国の国家薬品监督管理局（NMPA）に対し、臨床試験の実施、新薬の許認可を申請

2. 協働での「産業孵化」推進による合作深化

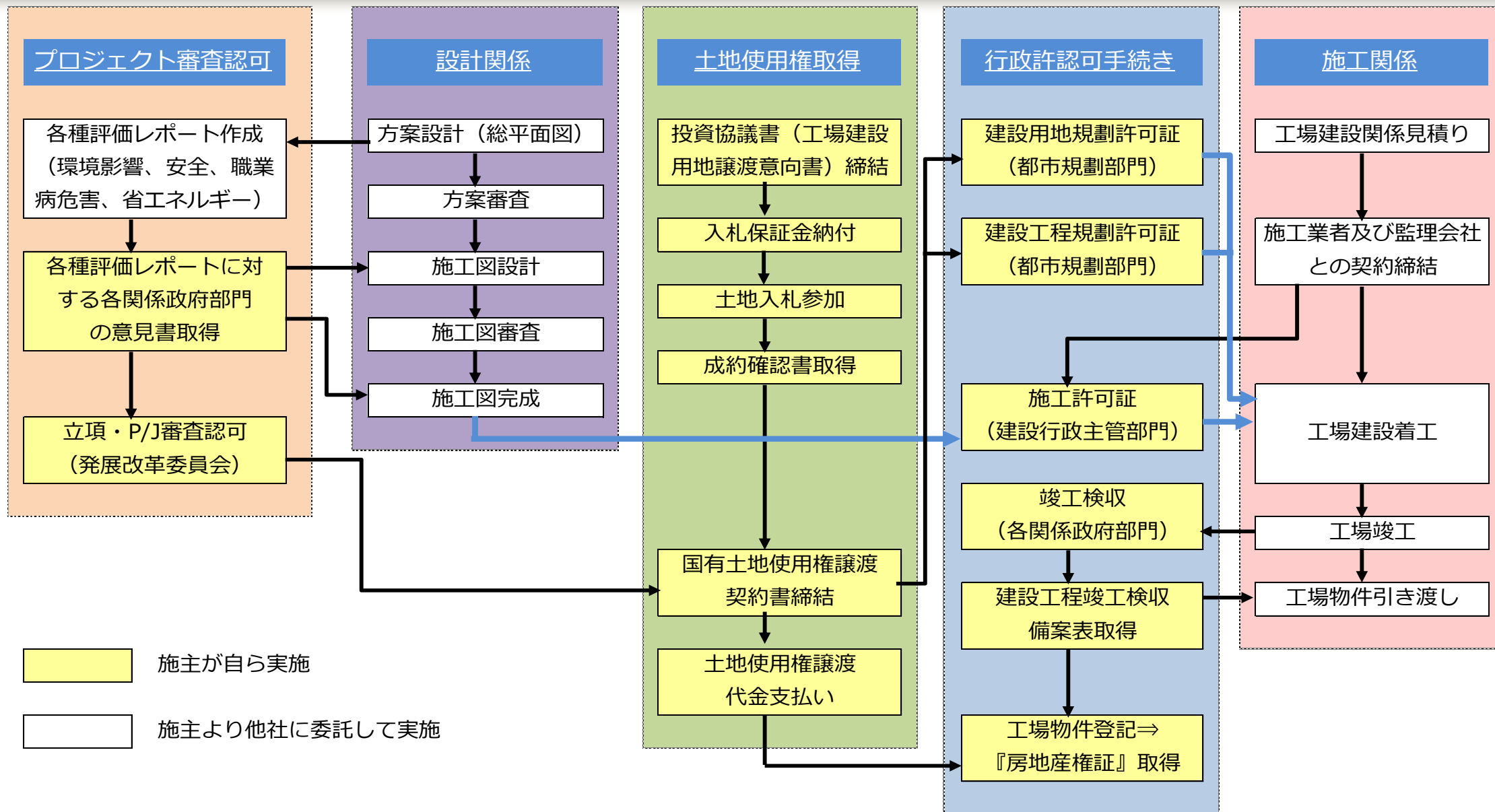
- 同大学由来のベンチャー技術（バイオ・医薬分野）の中で、中国でも有望視されるものをピックアップし、天津国際生物医薬聯合研究院内のプラットフォームで紹介、合作希望者を募集
- 中国側企業からの資金とアイデアの提供により、当該技術の中国での「産業孵化」（実用化、商用化）を推進

《案件概要》

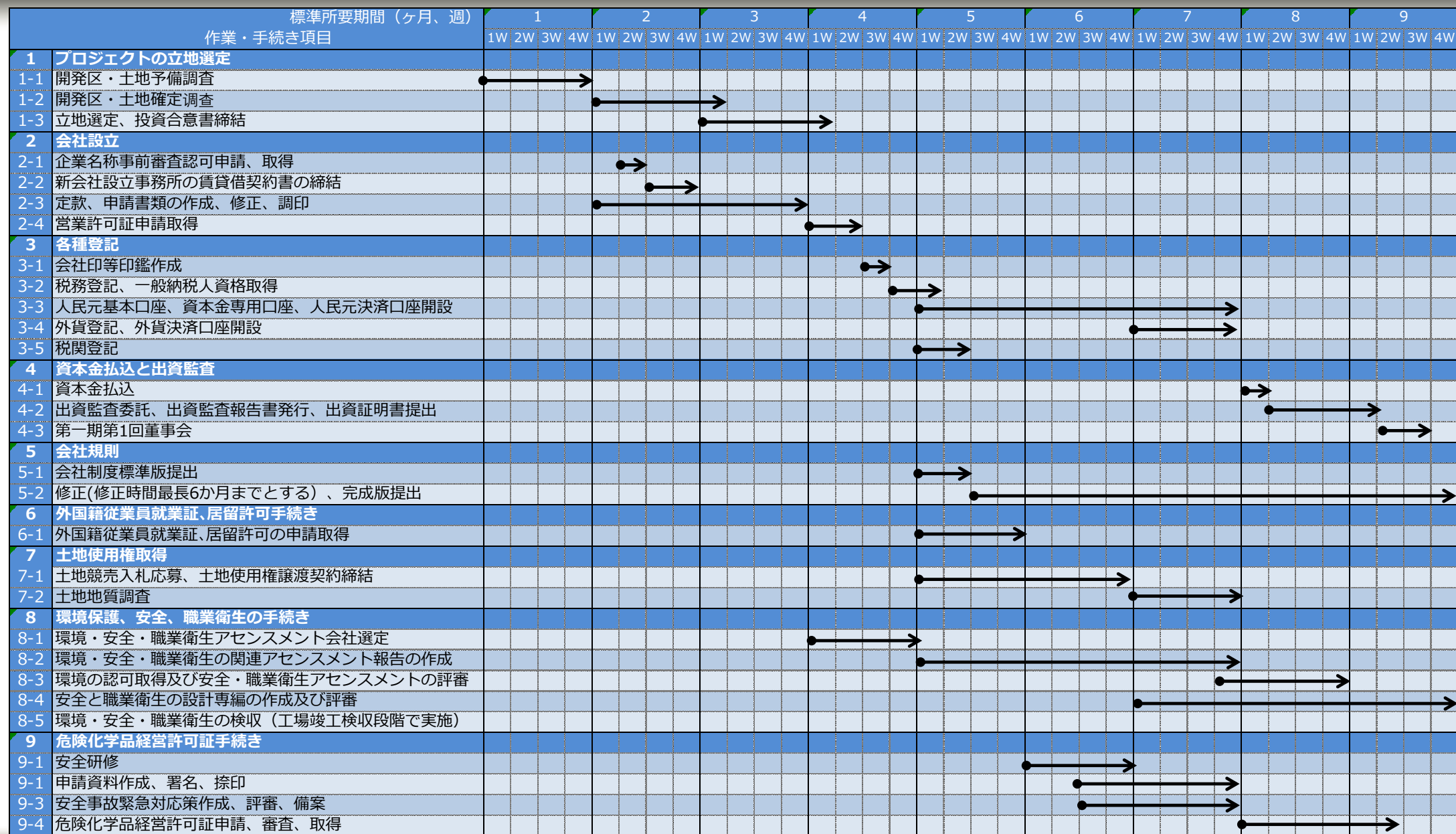
- 半導体関連製造業、約75ムー（≒50,000㎡）の土地に工場建設、総投資額約30億円
- VOC排出有り、原材料の一部は危険化学品

要事前調査項目	詳細確認内容
産業政策、重点誘致産業	想定する事業との整合性
投資要件	投資額要求（総投資額 or登録資本金 or固定資産投資額）、納税要求；〇〇万元／ムー
土地使用権価格と使用年限	使用年限がMAX20年、30年の地域有り。
工場建設要件	容積率（≥1.5が多い、天井までの高さのカウント方法）と建蔽率、緑化率
エネルギーコスト	工業用水、工業用電力価格
環境、安全、職業衛生	VOC排出可能量、危険化学品関連（保管倉庫設置可否、経営許可証取得可否）
賃金水準	最低賃金、平均賃金、社会保険比率、住宅積立金比率
優遇（財政補助）政策	各種納税額に応じた地方留保分相当の財政補助、設備投資奨励金、建物建設補助金、資本金入金後の奨励金、人材向け奨励金等
その他工場建設要件	●建設用地の地下の廃棄物・スラッジ・地下河川・有害物質等の有無、●建設用地の地均し(盛土)等の完成度、●建設用地(規画赤線まで)の市政インフラ配管配線・水道・電力・排水接続ピット等の位置・標高・配管口径・容量等の配備状況、●土壌や地下水の検査報告、●土地入札開示の予定時期、期限、●段階的建設の可否、●光発電施設、地下車庫又は屋上駐車場の設置要求、緑色建物、省エネルギー等の要求、●土地赤線内の市政インフラパイプライン有無、●消防、安全管理の要求（粉塵、危険化学品等）、●着工から竣工までの各段階の許認可関連手続き、検収手続き

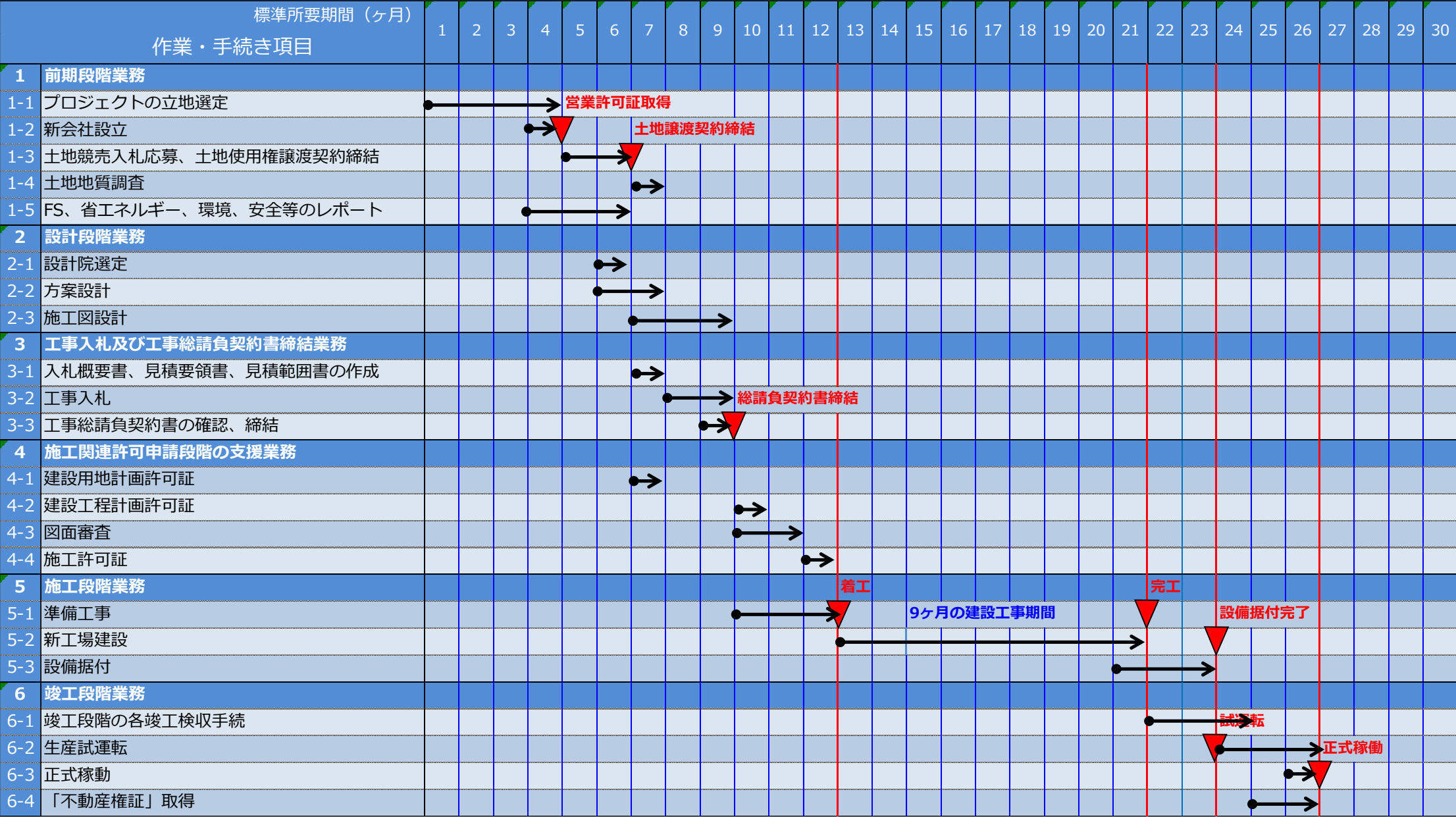
5-2. 日本企業の新規工場進出：工場建設手続きフローチャート



5-3. 日本企業の新規工場進出：会社設立関連スケジュール



5-4. 日本企業の新規工場進出：工場建設関連スケジュール



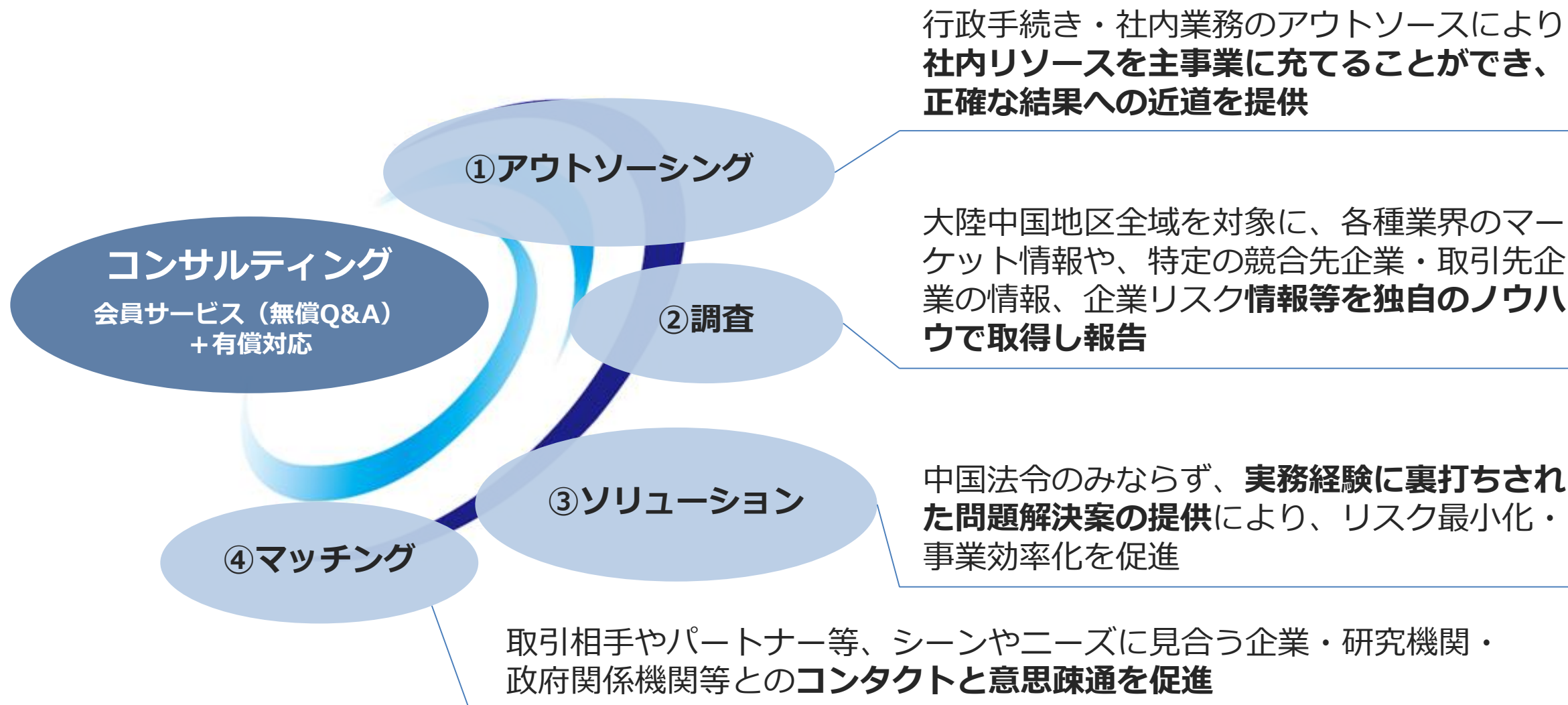
総合コンサルティング

多分野のコンサルタント在籍

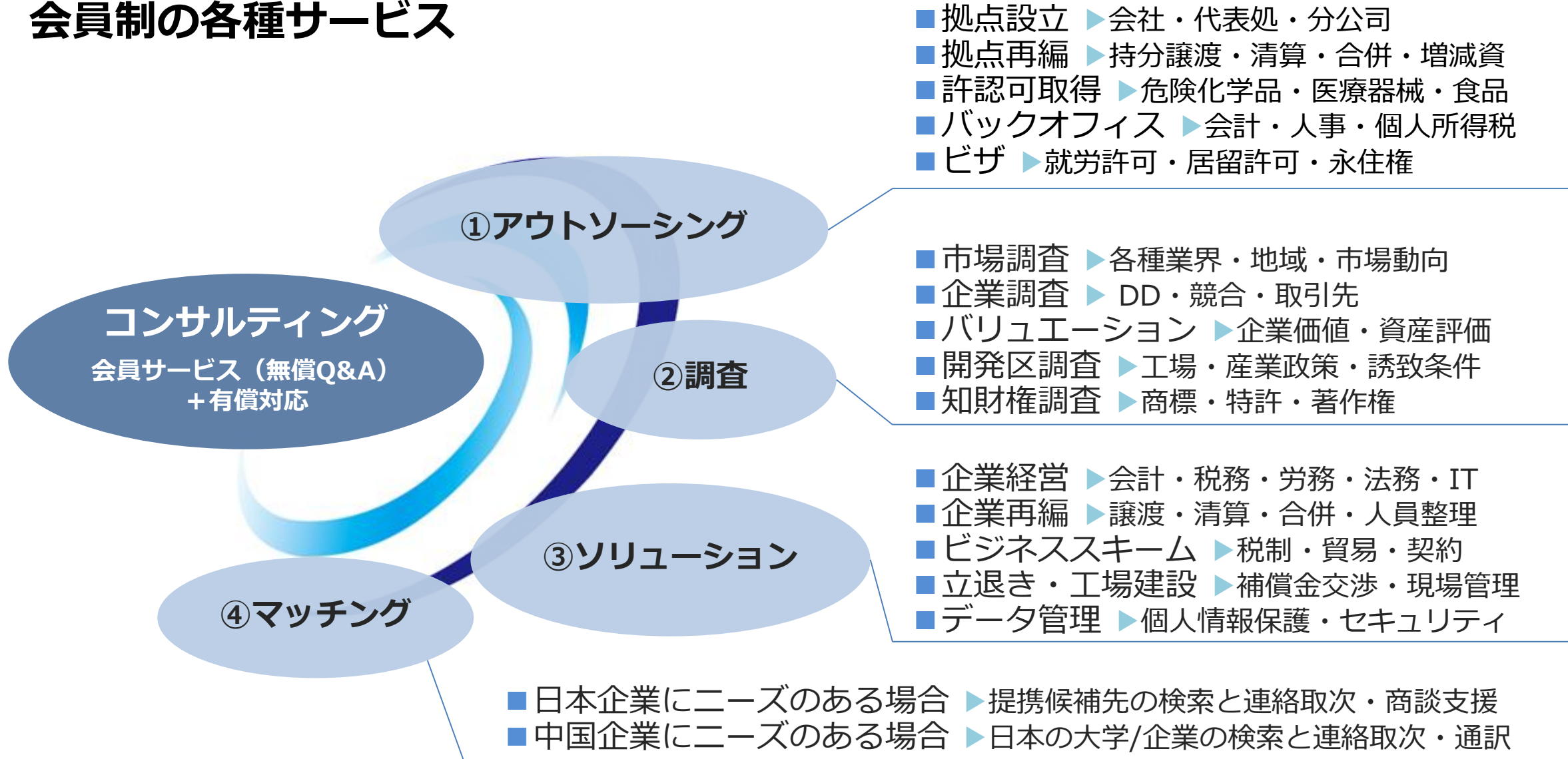
ー中国ビジネスにおけるあらゆる課題にワンストップで総合的にご対応可能な体制です。



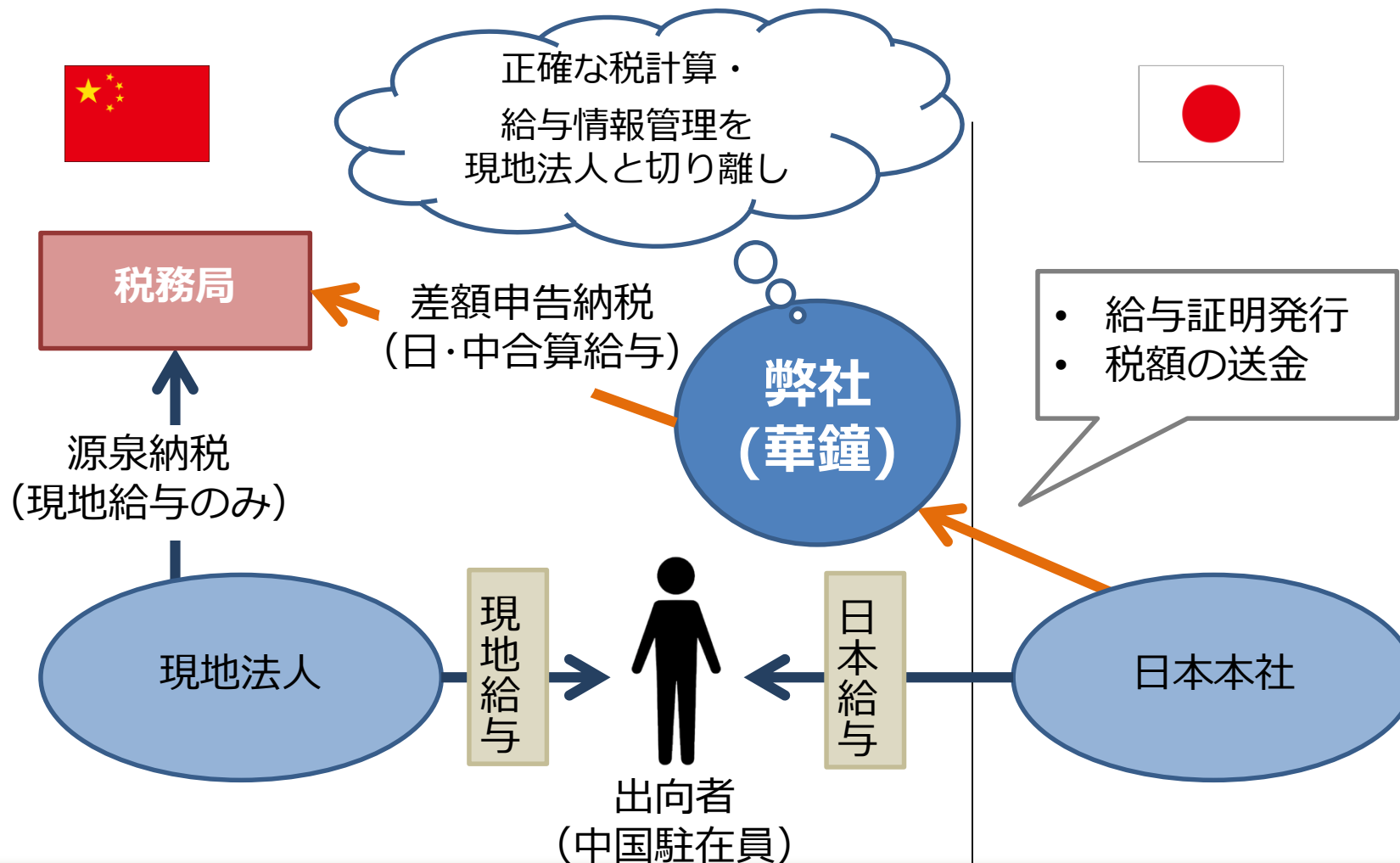
会員制の各種サービス



会員制の各種サービス



例) 個人所得税納付サービス



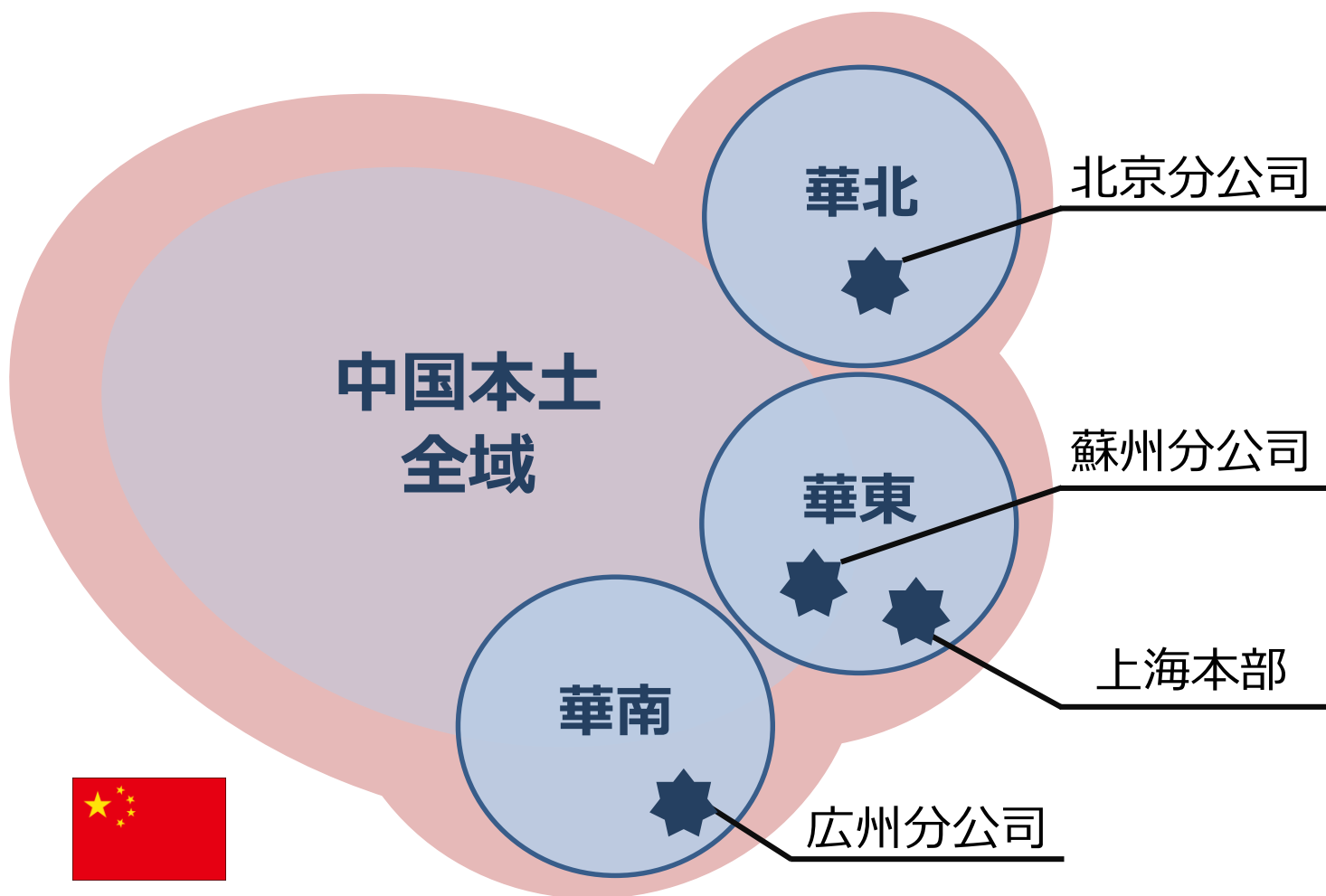
- 中国現地給与については源泉徴収処理(会社名義)



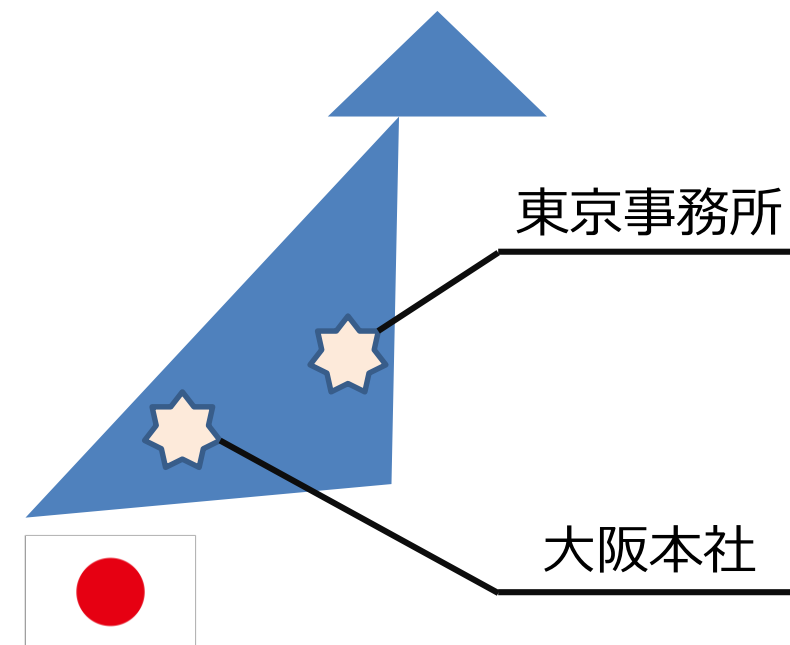
- 日本給与を含む給与全額を基に[華鐘]が税額計算不足額を代理申告納付(駐在員個人名義)

※ 駐在員の給与総額は、現地ではノータッチ

拠点（中国4拠点／日本2拠点の体制）



中国4拠点のスタッフが、
中国本土全域で
サポートいたします。



ご清聴ありがとうございました。

Shanghai Huazhong Investment
Consulting Co., Ltd